

団 長 会 記 録

1 開催日時 令和2年5月15日(金) 11:06~13:16

2 開催場所 新庁舎8階 議会中会議室

3 出席者

(1) 出席議員

議長 梅沢裕之、副議長 渡辺ひとし、自民団長 しきだ博昭、立民団長 松崎淳、
公明団長 佐々木正行、民主団長 近藤大輔、県政団長 相原高広、共産団長 井坂新哉

(2) 議会局出席者

局長 谷川純一、副局長兼総務課長 霜尾克彦、管理担当課長兼総務課副課長 井上実、
経理課長 奥澤陽一、議事課長 小野関浩人、政策調査課長 大河原邦治

4 議 題

(1) 県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

前回の団長会で決定した議員の期末手当の削減について、議長から、条例の改正(案)について提案があり、各会派持ち帰りの上、検討いただき、本日2回目の団長会でご協議いただきたい旨の発言があった。

次に、条例改正議案の提出者等について、議長から、条例改正議案の提出者等(案)について提案があり、各会派持ち帰りの上、検討いただき、本日2回目の団長会でご協議いただきたい旨の発言があった。

(2) 国外の県政調査等について

前回の団長会で自民党団長から提案のあった、「国外に係る県政調査については、今年度は自粛してはいかがか」、県政会団長から提案のあった、「委員会の海外調査、議会友好代表団及び、政務活動費における国外調査についても、自粛対象として検討に加えたらどうか」について協議。

まず、「国外に係る県政調査」については、今年度は自粛することに決定した。

次に、「委員会の海外調査」、「議会友好代表団」及び「政務活動費における国外調査」を、自粛することについて検討の対象に加えることに決定した。なお、これらについては、あらためて協議する旨の発言が議長からあった。

(3) その他

立憲民主党・民権クラブ団長から、次のとおり発言あった。

松崎団長：お忙しい中、このような貴重な機会をいただき、誠に感謝申し上げます。特に議長におかれては、ご配慮くださりありがとうございます。令和元年6月の団長会におけるわが会派、当時のてらさき団長の発言ですが、グループ分けに関する議論、これが間違っていたということを、まず、申し上げさせていただきたい。そして、そのことを認め、謝罪させていただきたい。

また、このグループ分けについては、再度、ご検討を願いたいので、なにとぞお取り計らいのほど、よろしく願いたい。

出席者から次のとおり発言があった。

しきだ団長：松崎団長から、昨年の団長会における委員会調査のグループ分けについて、謝罪、撤回の話があった。責任ある立場として会派としても、重い発言であったと思う。その点は理解するが、今後の対応については、団に持ち帰って団員と議論、協議をし、改めて申し上げたい。

相原団長：立憲の松崎団長から、過去の立憲の団長の発言の撤回、そして謝罪ということがあ

た。これは、本日の私どもの団会議で所属議員にしっかりと報告をさせていただきたい。

その上で、一点だけ団長に確認させていただきたいが、結果として、どういう形を望んでいるのか。てらさき団長の発言がある以前は、共産党だけが別のグループ分けという形になっていたが、そこに、戻すという意味でとらえてよいのか。確認だけさせていただきたい。

松崎団長：私どもとしては、県民福祉の向上に資する課題についての考え方、当時てらさき団長の発言では、「違いがあっても行けるのではないか」という趣旨に基づいて発言していた。しかしその、判断が間違っていたということを、今日認めさせていただいた。そして、県民福祉の向上に資する課題についての考え方が、やはり同じ会派が行動を共にすべきであると、いうところに立って行動を共にさせていただきたいと考え、そして、その観点から本日再度のご検討をお願いした。

相原団長：松崎団長の発言は、しっかりと所属議員に報告する。

井坂団長：県政会の相原団長からの質問に対する、今の松崎団長の発言で分かったところもあるが、もう一つ確認しておきたいのは、この1年間の間に以前の発言が間違っていたということを確認いろいろ検討したと思うが、その検討経緯を教えていただきたい。要するにこの一年間を見ていて、やはり共産党の会派と県民福祉の向上に資する課題についての考え方が違うというのを改めて感じたということなのか。それは、どういうところをもってそう感じたのか、その点を教えていただきたい。

松崎団長：私どもの考え方は基本的に県民福祉の向上に資する課題について、どのような考え方であるべきなのか、の一点に集約されると思う。そして、それは各会派がそれぞれの自主的かつ独自の判断に基づいて、表明していく、行動していく、その原点になる、というふうに私は受け止めている。そして、そのことを相照らしあう中で、やはり議会、議論というものは形成され、そして一定の結論に結びついていくものと考えている。合意形成の場であり、県民意思の反映の場でもあるが、そうした議論、また県民意思の反映にまつわる様々な活動を通じて、これは私どもとして、一定の結論に至った。そして、本日議長のご許可をいただき発言をしたという経緯である。それ以上でも、それ以下でもない。

相原団長：共産党井坂団長の発言の趣旨自体は理解するが、これはそれぞれの会派の内部の話であるので、立憲民主党の県議団の中で十分検討した結果として、謝罪という形で報告をいただいたので、会派内部の件はあまり踏み込まないのが適当ではないか。この議論はこの程度で持ち帰り、先ほど議長が言われた通りの対応でよいと思う。

井坂団長：そういう松崎団長からの発言であったので、変わった経緯は、私たちとしてはどうしても知りたかった。いずれにしても団に持ち帰って検討したいと思うし、団で検討する上での参考にしなければいけない、と思う。

このことについて各会派持ち帰り、あらためて協議することに決定した。

《 11:26～13:11 休憩 》

県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

まず、条例改正案について案のとおり決定した。

次に、条例改正議案の提出者等についても案のとおり決定した。

次回団長会：5月15日 議会運営委員会終了後開催

以上